

令和7年度茨城県伝統工芸品展開催委託業務にかかるプロポーザル公募要項

茨城県伝統工芸品展実行委員会事務局

この要項は、「令和7年度茨城県伝統工芸品展開催委託業務」の受託者を選定するために行う公募型プロポーザルに関して、必要な事項を定めるものである。

1 事業の目的

茨城県の風土及び生活の中で受け継がれてきた茨城県伝統工芸品（以下、「県工芸品」という。）を広くPRすることにより、県工芸品に対する認知度を高めるとともに、ブランド力の向上及び販路拡大を図るため、茨城県伝統工芸品展（以下、「県工芸品展」という。）を実施する。

2 委託業務の内容

別紙契約書及び業務委託仕様書のとおり

3 参加者の資格に関する事項

以下のすべての要件を満たすこと。

- （1）茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要領（平成8年茨城県告示第254号）に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県への入札への参加の制限を受けていない者であること。
- （3）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- （4）茨城県税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- （5）当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者であること。
- （6）茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。
- （7）過去に同種・類似の業務を実施した実績を有する者であること。

4 提案額

1,991,085円（消費税および地方消費税を含む。）を超えない範囲とする。

なお、この額は当該事業の規模を指すものであり、予定価格は別途定める。

5 企画提案書の提出条件

(1) 提出物について

- ① 企画提案提出書（様式1号）
- ② 資格要件に係る申立書（様式2号）
- ③ 企画書（任意）

仕様書の内容を踏まえたうえで、以下の内容を有する企画案を提示すること。

1	実施方針
2	業務内容に関する 提案
	県工芸品展のレイアウト・ゾーニング、装飾・サイン表示、 パネル展示等
	県工芸品展で実施するイベントの内容 新たな購買層や会場などを意識した効果的な広報
3	実施体制（職員の配置や体制の考え方、スケジュール、再委託等の有無及び予定）
4	同種業務の実績

なお、企画案の作成にあたっては、下記のこれまでに出展した事業者等の意見を参考にすること。

【出展事業者等の意見】

- ア 2つの会場（メインコート、イーアスコート）の来客になるべく差がでないように来場者の誘導や会場全体に一体感を持たせる工夫を施してほしい。（例：飾りつけやサインの工夫、スタンプラリーの実施、実演の有無や工芸品の性質を考慮したゾーニングなど）
- イ 実演に力を入れてほしい。（例：実演用セットの用意など）
- ウ テレビやラジオなどに取り上げてもらえるような取り組みがほしい。

④ 見積書

積算基礎が明確な経費見積額（消費税等額を含む。）を提出すること。

⑤ 会社概要

⑥ 委託事業に係る過去の実績

(2) 提出書類の作成及び部数

- ・ ①～⑥はそれぞれ個別の PDF ファイルで作成すること
- ・ ③については、1つの PDF とし、無記名（社名部分を隠したもの）とすること。

(3) 提出期限

令和7年6月27日（金）午後5時必着とする。（電子メールにより提出）

※送信後、029-301-3585 まで連絡すること。

(4) 提出先

茨城県伝統工芸品展実行委員会事務局

〒310-8555 水戸市笠原町978番6

茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課地域産業振興室内

電話：029-301-3585 F A X：029-301-3599 電子メール：shinkou@pref.ibaraki.lg.jp

6 業務委託候補者の選定方法

- ・ 選定方法は、公募型プロポーザル方式とする。
- ・ 審査は、企画提案書を茨城県伝統工芸品展実行委員会が設置した審査委員会において、次の評価基準に基づき総合的に審査し、最適業者を選定する。

①理解度	業務の目的、内容について十分に理解しているか。
②独創性・説得力	提案内容に独創性がみられ、かつ、説得力を有しているか。
③具体性・妥当性	提案内容に具体性、妥当性を伴っているか。
④費用妥当性	費用見積額は妥当か。
⑤事業遂行体制	要員配置は適切か。また、配置予定者に専門性や実績があるか。
⑥総合評価	企画提案から受ける全体的な印象及び目的遂行に対する効果はどうか。

- ・ 採用、不採用は審査委員会終了後に通知する。
- ・ 審査の内容については、一切公開しない。
- ・ 結果についての審議申し立ては一切認めない。

7 質問の受付

(1) 質問受付期間

令和7年6月12日（木）から6月20日（金）午後5時までとする。

(2) 質疑の提出方法

質問書（様式第3号）により電子メールで提出するものとする。（なお、質問書を提出したときは、電話で送付確認を行うこと。）

(3) 回答方法

全ての質疑を一括して、令和7年6月25日（水）午前11時までに電子メールにより回答する。なお、回答書の記載事項は、本説明書の追加又は修正とみなす。

8 契約手続き等

(1) 契約の締結

上記に基づき選定した参加者と委託契約を締結する。なお、採用案は修正する場合がある。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上とする。ただし、茨城県財務規則第138条第2項各号いずれかに該当する場合には、契約保証金額の全部又は一部を免除する。